

議案第17号

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町職員定数条例（昭和34年2月三宅町条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町職員定数条例の一部を改正する条例

第1条 三宅町職員定数条例（昭和34年2月三宅町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「97人」を「95人」に改める。

第2条第6号中「2人」を「4人」に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町職員定数条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員 の 定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 町長の事務部局の職員 <u>95人</u></p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>（6） 公営企業の事務部局の職員 <u>4人</u></p> <p>計 110人</p>	<p>（職員 の 定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 町長の事務部局の職員 <u>97人</u></p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>（6） 公営企業の事務部局の職員 <u>2人</u></p> <p>計 110人</p>